

令和 8 年度 国東市地域包括支援センター運営協議会 議事録

召 集 年 月 日	令和 8 年 7 月 30 日 (木)
召 集 の 場 所	国東市役所 4 階 委員会室
開 会	令和 8 年 7 月 30 日 (木) 18 時 00 分
出 席 委 員	石川 祥一郎 会長 (老人クラブ連合会代表者) 清原 正義 会長 (民生児童委員代表者) 笹野 喜代子 会長 (女性団体連絡協議会代表者) 帯刀 真也 会長 (医師会代表者) 福永 功 会長 (歯科医師会代表者) 野邊 靖基 院長 (国東市民病院代表者) 庭瀬 朋美 部長 (東部保健所国東保健部代表者)
議 長	帯刀 真也 会長 (医師会代表者)
説 明 者	地域包括支援センター 溝部一晴センター所長 田川由美子総括リーダー・水元雅彦副主幹
出 席 者 氏 名	福祉課高齢者支援係 高木尚徳課長・志丸由美リーダー、小俣賢二郎主査 地域包括支援センター 溝部一晴センター所長・田川由美子総括リーダー・ 桑原円主幹・後藤千晶主幹・水元雅彦副主幹 野田舞副主幹 (司会)・荒金満里恵主査 (記録) 矢野文香主査
協 議 事 項	開 会 (高木課長挨拶) まず冒頭に、7 月 28 日に熊本の方で大きな地震が起きました。被害に遭われた方へ、心よりお見舞いを申し上げます。 さて、本日はご多忙のところ、国東市地域包括支援センター運営協議会並びに国東市地域密着型サービス運営委員会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。 また、日頃から本市の高齢者福祉、介護保険事業の推進に格別のご理解とご協力をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。 さて、少子高齢化が進行する中で、高齢者の皆さまが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる体制づくりは、ますます重要となっております。 そのためには、地域包括支援センターが担う総合相談支援、権利擁護、介護予防支援等の機能を適切に発揮するとともに、地域密着型サービスが地域の実情に即して安定的に提供されることが大変重要であると考えております。 本日の会議では、地域包括支援センターの運営状況や事業の実施状況、また地域密着型サービスの指定や運営に関する事項等について、委員の皆さまにご審議をお願いすることとしております。 委員の皆さまそれぞれのお立場から、忌憚のないご意見、ご助言を賜り、本市の今後の高齢者福祉施策及び介護保険事業のよりよい運営につなげてまいりたいと

協議事項	考えております。 限られた時間ではございますが、本日はどうぞよろしくお願いいたします。 ○委嘱状の交付について（司会：野田副主幹） 国東市地域包括支援センター運営協議会設置規則第 3 条第 2 項に基づき、例年この運営協議会に合わせて委嘱状を準備させていただいておりました。 しかしながら、この度、年度で切り替える形に改めさせていただくことになりました。つきましては、現在の任期が令和 8 年 8 月 27 日までとなっておりますので、8 月 28 日付で令和 9 年 3 月 31 日までの委嘱状を改めて郵送させていただきたいと思っております。誠に恐れ入りますがご了承願います。 （進行：野田副主幹） ここから協議事項に入っていきたいと思いますが、国東市地域包括支援センター運営協議会設置規則第 5 条第 1 項「運営協議会の会議は委員長が招集し議長になる」とありますので、ここからの議事進行は、帯刀委員長にお願いいたします。 （進行：帯刀議長） 国東市医師会の帯刀です。議長を務めますよろしくお願いいたします。 今回は包括支援センターの運営協議会ということで、皆さんの意見、そしてお考えを、包括支援センターの適正な運営のため、活発な討論もよろしくお願いいたします。 それでは早速議事に入らせてもらいます。 まず地域包括支援センターの設置等に関する事項ということで、これは承認が必要な事項となります。それでは事務局の方からよろしくお願いいたします。 議 事 1 地域包括支援センターの設置等に関する事項（承認） （1）地域包括支援センターの担当する圏域の設定と職員配置について （2）指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について 【質疑応答】 （質問：野邊委員） 委託事業所一覧表の 10 番、11 番は市外の事業所になりますが、支所があるということか。どういうところなのか教えていただきたい。 （回答：後藤主幹） 支所があるということではなく、居宅の事業所に包括支援センターから委託しているということです。国東市に住民票を置かれたまま、施設入所されたり、サービスを利用されたりする場合、委託という形で支援を行います。
-------------	--

協 議 事 項	(質問：帯刀議長) 2 番の事業所は 3 月に終了しているが、利用者がいなくなったということか。 (回答：後藤主幹) 一覧表に記載している 2 番の JA おおいたは閉所に伴うものです。11 番の事業所については、サービス利用が終了したことによるものです。 (質問：帯刀議長) 国東市に住所を置いたまま市外で過ごされる方は 1 年ほどでサービス終了となる人が多いのですね。 (回答：後藤主幹) 施設に入所するとなると、住所が変わり、異動先の市町村から支援を受けることになるので終了となります。比較的、こういったケースは多くはありません。 (進行：帯刀議長) 他に質問はありませんか。なければ、ただいま説明のありました包括支援センターの設置等に関する事項について、先ほども言いましたが、承認が必要な事項は運営協議会設置規則第二条第 4 条の、委託事項となりますので、提案がありました指定介護予防支援業務等介護予防ケアマネジメントの委託について、承認を受けたいと思います。 承認をされる方は挙手をお願いします。 (進行：帯刀議長) すべての委員より挙手いただいたので、包括支援センターの設置に関する事項については承認されました。 続きまして、議事 2 地域包括支援センターの運営に関するに移りたいと思います。それでは、(1) 令和 7 年度事業報告並びに令和 8 年度事業計画について、(2) 令和 7 年度決算報告並びに令和 8 年度予算について、事務局より説明をお願いします。 2 地域包括支援センターの運営に関すること (1) 令和 7 年度事業報告並びに令和 8 年度事業計画について (2) 令和 7 年度決算報告並びに令和 8 年度予算について 【質疑応答】 (質問：笹野委員) P7 の課題と成果のところ、その他の相談が全体 16%を占めるとある。その中に死後の事務とあるが、どういう相談があるのかおたずねしたい。 (回答：田川統括リーダー) 死後の事務で特に多いのは、家族等がいない身寄りのない方が、自分が亡くなる前に亡くなった後の手続き、もちろん亡くなる前の入院等の手続きもあります
----------------	--

協 議 事 項	が、財産等、自分がいなくなった後だれも処理をしてくれないのでどうしたらいいかということです。こういった相談は、まず包括で受け付けて、より詳しくとなると本人の経済状況にもよりますが、社会福祉協議会に委託している成年後見センターほっとかないや行政書士につながります。こういった困りがあるのか、ということにも寄りますが、ケースバイケースで関わらせていただいております。 （意見：笹野委員） わたしの町でもどうしようかなと悩んでいる方が増えているように感じています。死後事務についてお聞かせいただき、よくわかりました。 （質問：庭瀬委員） 介護予防ケアマネジメントのところについて、ICT をさらに活用を広げるとあるが、具体的なイメージを教えてください。 （回答：溝部センター所長） 行政機関紙で自治体通信という全国の市町村で閲覧されている冊子がありますが、これに ICT に関する取組が掲載されました。先ほど、貯筋型サービスという C 型の短期集中予防型サービスがあります。やはり、この C 型とマネジメント、ケアプランを作成するにあたり、工程分析や専門職によるアセスメントが必要になります。ここはとても難しいため、ICT を活用し、既存プランに活用していくということです。この取り組みは大分県が先進的に取組んでおり、県からの委託を受けて株式会社オムロンがシステム開発しました。当市のケアマネジャーは年齢層が高く、ICT は難しいという声も強く導入に至っておりませんでした。ケアプラン作成に伴うケアマネジャーのシャドーワークも増え、プラン作成自体が負担になってしまいました。そこで、ケアマネジャー2 人分の人件費と同金額がかかりますが、予算計上し、この委託事業を行うこととしました。このシステムを介護予防事業に活用し、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを行っているとして取材を受けました。今後は経験のあるケアマネジャーも経験の浅いケアマネジャーでもこの ICT「ハレクル」を活用することで、均一化した機能改善的思考をもったプラン作成ができます。また、iPad を自宅訪問などに持ち出せることで、生活状況や課題をチェックすることで、必要な情報を落とさないプラン作成ができるようになりました。これにより、利用者本人も「これはわたしのプランだ」とお褒めの言葉を頂戴しました。C 型サービスを経ることでお遍路回りに行けた、免許返納を考えていたが自信がつき運転を再開することが出来た、手術する自信がついたなど、様々なかたちのチャレンジへの支援ができました。この先、医療と連携し、退院予定の方をシームレスに C 型サービスにおつなぎすることができると、在宅復帰を実現する取組を検討しています。 （質問：帯刀議長） ICT は誰が使いますか。 （回答：溝部センター所長） ケアマネジャーが使用しています。若いケアマネジャーはすぐに使えた。年齢の
---------	--

協 議 事 項	高いケアマネジャーもオムロンによる技術支援により徐々に活用しています。 （質問：野邊委員） 予算はどうなっていますか。介護予防事業サービス費に入っているのでしょうか。 （回答：溝部センター長） 先ほど、水元より説明した資料の予算には含まれません。こちらは事業勘定、地域包括支援センターの予算ではなく、高齢者支援系の地域支援事業の中で計上しています。 （意見：野邊委員） 認知症事業において、認知症になっても住み慣れた場所で生活できる地域づくりを行うとある。とても良いことであると思うが、認知症がプライバシーの問題でもある。事業の進捗においてプライバシーの研修がないので気になります。 （回答：桑原主幹） 認知症については、共生社会の実現が求められます。家族や当事者に出会う場で、地域で認知症であることを伝えていくことが重要であると伝えているが、カミングアウトすることを良しとしない事例もあると聞いています。地域全体で認知症についてより深く知っていただき、支援していただけるよう研修に組み込んでいるが、プライバシーについて研修を行ってはいません。今後検討させていただければと思います。ご意見ありがとうございます。 （質問：帯刀議長） 総合相談における地区担当制を廃止したのはなぜか。総合相談担当としたのは、件数が減っているからなど、何か理由があるのか。 （回答：溝部センター所長） 相談については、圏域ごとに内容が異なります。地区担当制において、その職員が不在になると状況が把握できないということがありました。職員一人ひとりが相談内容を把握していくことを目指し、圏域設定を廃止しました。それにあたり、総合相談の記録をインテークから解決支援までの道筋が見えるよう様式変更を行いました。現在、試行段階として3か月経過しました。今後、職員と意見交換しながら、円滑に住民支援できる体制作りを目指したいと思います。 （質問：帯刀議長） 後見人制度について、市民後見人養成講座修了者は31名とあったが、国東市においてはもっと需要があるため、より多くの人に市民後見人になってほしいのか、それともこれぐらいで十分なのか教えて欲しい。また、経済的に余裕があると行政書士に支援してもらえらるだろうが、市民後見人になると大変なことも多いと思われる。こういった人は完全にボランティアなのか、それとも何らかの報酬があるのか。 （回答：田川統括リーダー） 市としては、市民後見人をもっと増やしたいと考えています。現在、身寄りがない
---------	---

	く、施設や入院にあたって成年後見制度を使わないと困る人が増えています。実際、社会福祉協議会が後見人として対応できる職員は兼務であり、職員だけではまかなえないため、現在、市民後見人養成講座を経て研修を受けた方が社協職員による補助を受けながら支援をしているが、独り立ちできることを目指したいと考えています。そういった方の報酬は、家庭裁判所に1年間の活動報告書を提出することで、本人の資産に応じて決定されます。詳細な金額は不明であるが、そういった流れで報酬も発生しています。 市としては、現在隔年で市民後見人養成講座を開催しているが、より多くの人に参加していただきたいと考えています。7月21日に発行された社協だよりにおいて、今年度の講座参加者を募集しています。 (質問：帯刀議長) とてもモラルの問われる業務であると思います。そうすると、本人が資産を持っていない場合、報酬がほとんどいただけないこともあるのですね。 (意見：清原委員) ほっとかない運営委員も務めているので、少し説明させてください。 成年後見制度を利用される本人の財産によって、報酬額は変動します。最終的に家庭裁判所が決定するのですが、その人をどこまでフォローしていくか、つまり、毎月どの程度預金通帳を確認してもらうという人もいるし、半年に1回の確認だけの人もいます。資産内容によりますが、本人が認知症となると誰が立ち会うかということも必要になります。制度利用において、ほっとかないは専任の行政書士がついて運営しています。現在、民生委員には次の養成講座をできるだけ受講してほしいと依頼している。徐々に、利用している人が増えているので、利用する前段階で「こういう流れになりますよ」と話せるようになるので、こういった話をする機会の多い民生委員には受講してもらいたいと伝えている。 (質問：野邊委員) 高齢者虐待について、流れが把握できていないので恐縮ではあるが、受理すれば虐待通報となれば立ち入り調査も起こりうると思います。立ち入り調査を行う職員のノウハウ、能力の均一化に関する研修は行っていますか。 (回答：田川統括リーダー) 虐待通報受理18件について、すべて立ち入り調査を行ったわけではありません。ケースによっては立ち入り調査が必要になる場合があります。訪問を4件と記載していますが、虐待を受けた本人から相談を受け、国東警察署へ同行し被害届を提出した後に、警察職員が自宅訪問し話を聞いたケースもあります。その後、本人に新たな被害が出ないよう一時保護施設につなぐ支援を福祉課と協働し行っています。研修について、国東市が主催するものではありませんが、県が主催するものに事業担当が参加しています。 (意見：野邊委員) よくわかりました。しかし、聞き取りのコツや、ケースによっては警察に届け出
--	---

るべきか、行政処理だけで良いかなど判断しづらいものもある。研修をしていない事には懸念が残ります。

(進行：帯刀議長)

他にないでしょうか。他に意見が内容であれば、議事2についてが意義なしとして終了します。

それでは、議事3 その他として今後の国東市地域包括支援センターのあり方について、事務局より説明をお願いします。

3 その他

今後の国東市地域包括支援センターのあり方について

【質疑応答】

(意見：清原委員)

早期発見、早期対応につながるころではあるが、現在、それぞれの民生委員定例会において、高齢者独居、高齢者夫婦のみ世帯の訪問を通じて、何か心配なことがあれば地域包括支援センターに相談するというのを徹底しているところです。もうひと頑張り、民生委員にはいただいて早期発見の件数が増えることを期待している。今後も定例会などの場で行政機関との連携がいかに重要であるか伝えて欲しい。

(回答：溝部所長)

地域包括支援センターの活動において、民生委員のみなさんからの協力が必要不可欠です。定例会には足しげく通うなかで、情報共有等させていただきたい。

(意見：野邊委員)

医療の世界でも生成AIが専門性に特化したものが活用され始めている。今後、地域包括支援センターの支援に即した生成AIも登場し、それによる対応で済むケースも出てくるのではないかな。使い方に関する技術の習得も必要であるし、そういった視点を持って準備を進めてもらいたい。

(質問：野邊委員)

総合相談業務を一部委託した場合、本部である市役所内の地域包括支援センターは規模縮小するのか。

(回答：溝部所長)

現在、数的にまとめているわけではないのではっきりしないが、国が緩和したものと示している内容で考えますと、国東町の地域包括支援センターはそのまま残り、総合相談に関しては本所から遠い国見圏域、安岐圏域については、例えば鈴鳴荘などの事業所に相談対応を委託することで、移動手段がなくて相談に来られない人が相談できる体制ができないかと考えています。そうすると、財政課との協議になりますが、一部委託したとして、総合相談担当者として3人設けているところを削減される可能性はあると考えています。

	(進行：帶刀議長) その他、ご意見等なければ、包括支援センターの運営会議はこれで終了させていただきます。
--	--